皇太后陛下御眞影

世々しの御因事は國民の拳つて哀悼し奉る所にしてゝ御前の玉容は永く之を景慕し奉らざる者わらざ故に因て本社は特に最近の御眞影を撰みて之をモス謄タイプに附し一葉の精巧美麗なる附錄として來る三十一日發刊の本紙に添へ替く讀者に頒たんとす

京都特派員

今回の大葬に付本社は讀んで其御當日並に前後の模樣を報道せん爲め社員 **堀井卯之助**、宮本 **芳之助** の兩氏及び **畫工** 一名を京都に特派し電報に通信に繪畫に詳細の實況を悉し以て我讀者をして親しく大典を拜觀するの思ひあらしむ可し

社說

航海奬勵法改正すべし

航海奬勵法の不完全なるは今更ら云ふまでもなし政府が疎更らに窮屈なる造船規程なぞ設けたるは法の欠漏を補はんとの意に出でたるみとならんなれども之が爲めにまず〳〵不都合を增して本來の目的さへも抹殺せんとするに至りては實語道斷なりと云ふ可し造船規程の實際に不通なるは勿論、奬勵法其物も既に不完全とあれば先づ其本源よりして改めざる可らず或は該法は昨年發布のものにして施行早々改むるは如何なる可きやなぞ掛念するものもあらんなれども航海の奬勵は我國に於て未經驗の事柄のみならず其起草の際、政府の官吏は當業者の意見をも聞かず又實際の利害をも究めずして匆々筆を下して議會に付し議會も亦匆々議決して法律と爲りたるものなれば不完全を免かれざるも敢て無理ならず我輩は今更ら之を非難せんとするものに非ず只實際に當りて不都合の事實を確め得たる上はまず〳〵其非を遂ぐるを止め根底の法律より改めて本來の目的を達するみとを期す可きのみ抑も政府が造船規程を窮屈と云はんよりは寧ろ過酷にして合格の船舶を少なからしめんと試みたるは現行法に奬勵金を與ふるの割合頗る多きに失して若しも制限を酷にせざるときは其金高莫大の額に上り出處に苦しむ可しとの掛念に外ならざる可し實際に果して斯る掛念あるや否やは兎も角もとして法律に定めたる奬勵金の割合を見るに

總噸數一千噸にして一時間十海里の最强速力を有する船舶に對し總噸數一噸航海里數一千海里に付き廿五錢を支給し總噸數五百噸を增す毎に其百分の十、最强速力一時間一海里を增す毎に其百分の二十を增給す但し總噸數六千五百噸以上又は最强速力一時間十八海里以上の船舶に對しては總噸數六千噸又は最强速力一時間十七海里の船舶に對する割合に依り支給す

とあり總噸數一千噸にして一時間十海里の速力を有するものに對し噸數一噸、航海一千海里に付き二十五錢を支給し總噸數五百噸を增す毎に其百分の十、最强速力一時間一海里を增す毎に其百分の二十を增す但し總噸數六千五百噸以上又は最强速力一時間十八海里以上の船舶に對しては總噸數六千噸又は最强速力一時間十七海里の船舶に對する割合の增す但し總噸數六千五百噸以上の割合を高めたるは如何なる理由なるや其理由の奬勵金の割合に過ぎるの掛念は是實みの割增法の實じきを得さるが爲めに外ならず本來奬勵金の割合を定むるには船舶の大小速力の遲速に據ると勿論なれども船の大さを速力に伸ばしむるの一事は一般に認められたる定義にして此目的よりするときは奬勵金の割合は總噸數の增加に增さずして速力の增加に增すの計算みを至當なる可し今その道に明なる人が右の方式に由て算したる計算あり左の如し

總噸數一千噸以上　速力十海里以上
一噸航海千海里に付　金二十五錢
總噸數二千噸以上　速力十二海里以上
一噸航海千海里に付　金三十五錢
總噸數三千五百噸以上　速力十五海里以上
一噸航海千海里に付　金六十五錢

本來奬勵金の割合を定むるに比較するに例へば總噸數六千噸速力十二海里の汽船の場合に於ては六十錢と三十五錢との相違を生じ又みの汽船にて一個年五萬海里の航海（凡そ歐洲航海二回の里數）を爲すものとして其奬勵金の割合を對算するときは一方は十八萬圓にして一方は十萬五千圓に過ぎず相違の大なるを見る可し左れば奬勵金の支出にして實際多きに過るの掛念あらんには單竟現行法に右等の缺典あるが爲めにみそあれば先づ其法律より改正して至當の割合を定むるみと肝要なる可し法文の缺漏は其僅に付し彼の造船規程なぞを以て全く奬勵の精神を抹殺し去るが如きは恰も客を招て腦を供しながら後より其手を斷て腦に近づかしめざるに異ならず無益の惡圖落のみならず我航海の前途を如何す可きや其他尙ほ改正の個條はあらんなれども本來奬勵法の如きは、一時の便宜法にして永久に議定す可きものに非ず試驗の上、實際の成蹟と時の事情如何に由ては繼續もしくは改正の必要あるみとなれば兼ぬ施行期限を定めざる可らず若しも期限を豫定せずして突然止むるみともあらんには法律の保護を目的として營業の計畫に從事したるものは非常の迷惑を蒙るは無論、又何時廢止を見るやも知る可らざるの掛念あるときは當業者に於ても自から躊躇を免れざる可きが故に旁々以て十年もしくは十五年の期限を豫定するは實際の必要と云ふ可し兎に角に我輩は現行法を根底より改正すると同時に造船規程にも大に修正を加へて眞實航海奬勵の目的を達せんとを切望するものなり

○告示

大喪使告示第一號

來二月七日皇太后陛下御葬送ノ節大宮御所月輪山ノ間供奉ヲ命セラレ及當日月輪山御齋場ニ參列ヲ命セラレタル者左ノ如シ

但公務其他已ヲ得サルノ事故アルモノハ參仕スルニ及ハス

明治三十年一月二十八日　大喪使長官　威仁親王

大宮御所月輪山ノ間供奉

一大勳位　一大臣　一樞密院議長　一大臣禮遇　一親任官　一親任官待遇　一公爵　一從一位　一勳一等　一內閣、樞密院、各省、大審院、會計檢査院、行政裁判所、貴族院事務局、勅任官總代各一人　一都督　一常備艦隊司令長官　一師團長　一鎭守府司令長官　一檢事總長　一控訴院長　一警視總監（事故アルトキハ書記官代理）　一府縣知事（事故アルトキハ書記官代理）　一侯爵　一伯子男爵議員總代一人　一錦鶏間祗候總代一人　一宮內及宮內勅奏任官總代各一人　一京都在任有爵者　一貴族院議長　一衆議院議長

月輪山御齋場參列

一左ニ列記ノ東京在職陸軍高等官總代

陸軍將官一人　陸軍監督長一人　陸軍軍醫總監一人　陸軍勅任文官一人　陸軍憲兵科佐尉官各一人　陸軍步兵科佐尉官各一人　陸軍騎兵科佐尉官各一人　陸軍砲兵科佐尉官各一人　陸軍工兵科佐尉官各一人　陸軍輜重兵科佐尉官各一人　陸軍監督部上長官士官各一人　陸軍軍醫部上長官士官各一人　陸軍獸醫部上長官士官各一人　陸軍奏任士官一人　陸軍奏任文官一人

一左ニ列記ノ東京在職海軍高等官總代

海軍將官一人　海軍醫總監一人　海軍主計總監一人　海軍佐官一人　海軍大少機關士ノ內一人　海軍機關大少監ノ內一人　海軍大少藥劑官ノ內一人　海軍藥劑監ノ內一人　海軍大少主計ノ內一人　海軍主計大少監ノ內一人　海軍造船大少技士ノ內一人　海軍造船大少監ノ內一人　海軍造兵大少技士ノ內一人　海軍水路大少技士ノ內一人　海軍奏任文官一人

一神戶在港海軍各總長ノ內一人

一左ニ列記ノ諸官衙奏任官總代

內閣一人　賞勳局、法制局一人　樞密院一人　外務省一人　待命外交官一人　內務省一人　第一區土木監督署一人　東京集治監假留監一人　督視廳一人　東京衛生試驗所血清藥院、東京痘苗製造所一人　大藏省一人　印刷局一人　東京稅務管理局一人　司法省一人　大審院一人　各地方裁判所各一人　文部省一人　帝國大學一人　第一高等學校一人　高等師範學校一人　女子高等師範學校一人　東京工業學校一人　東京美術學校一人　高等商業學校一人　東京音樂學校一人　東京圖書館一人　農商務省一人　東京大林區署一人　製鐵所一人　東京鑛山監督署一人　農學試驗場一人　藥劑傳習所　水產調査所　貿易品陳列館一人　遞信省一人　東京郵便電信局一人　郵便爲替貯金管理所一人　東京船舶司檢所一人　東京電話交換局一人　商船學校一人　東京郵便電信學校一人　拓殖務省一人　會計檢査院一人　行政裁判所一人　貴族院事務局一人　衆議院事務局一人

一貴族院議員

一衆議院議員

大喪使告示第二號

來二月二日皇太后陛下青山御所御發柩ノ節墓三日京都御著ノ節供奉員及青山假停車場京都大宮御所前奉送迎者七日月輪山御齋場ニ參列ヲ許サレタル者左ノ如シ

明治三十年一月二十八日　大喪使長官　威仁親王

青山御所青山假停車場ノ間供奉

一大勳位　一大臣　一樞密院議長　一大臣禮遇　一親任官　一親任官待遇　一公爵　一從一位　一勳一等　一皇后宮大夫　一宮中及宮內勅任官總代一人　一內閣、樞密院、各省、大審院、會計檢査院、行政裁判所、勅任官總代各一人　一東都督　一東京防禦總督　一近衛師團長　一第一師團長　一橫須賀鎭守府司令長官　一警視總監　一貴族院書記官長　一衆議院書記官長　一東京府知事　一醫務局祗候總代一人　一錦鶏間祗候總代一人　一侯伯子男爵總代各一人　一憲兵司令官　一宮中及宮內奏任官總代一人　一內閣、樞密院、各省、大審院、會計檢査院、行政裁判所、警視廳、貴族院事務局、衆議院事務局、東京府奏任官總代各一人

一貴族院議員

一衆議院議員

青山御所青山假停車場ノ間供奉

一大勳位、大臣、樞密院議長、大審院、會計檢査院、行政裁判所、勅任官總代各一人　一都督　一常備艦隊司令長官　一師團長　一鎭守府司令長官　一檢事總長　一控訴院長　一警視總監（事故アルトキハ書記官代理）　一府縣知事（事故アルトキハ書記官代理）　一侯爵　一伯子男爵議員總代一人　一錦鶏間祗候總代一人　一宮內及宮內勅奏任官總代各一人　一京都在任有爵者　一貴族院議長　一衆議院議長

月輪山御齋場參列

一左ニ列記ノ東京在職陸軍高等官總代

陸軍將官一人　陸軍監督長一人　陸軍軍醫總監一人　陸軍勅任文官一人　陸軍憲兵科佐尉官各一人　陸軍步兵科佐尉官各一人　陸軍騎兵科佐尉官各一人　陸軍砲兵科佐尉官各一人　陸軍工兵科佐尉官各一人　陸軍輜重兵科佐尉官各一人　陸軍監督部上長官士官各一人　陸軍軍醫部上長官士官各一人　陸軍獸醫部上長官士官各一人　陸軍奏任士官一人　陸軍奏任文官一人

一左ニ列記ノ東京在職海軍高等官總代

海軍將官一人　海軍醫總監一人　海軍主計總監一人　海軍佐官一人　海軍機關大少監ノ內一人　海軍大少機關士ノ內一人　海軍藥劑監ノ內一人　海軍大少藥劑官ノ內一人　海軍主計大少監ノ內一人　海軍造船大少技士ノ內一人　海軍造兵大少技士ノ內一人　海軍水路大少技士ノ內一人　海軍奏任文官一人

一左ニ列記ノ諸官衙奏任官總代

內閣一人　賞勳局、法制局一人　樞密院一人　外務省一人　待命外交官一人　內務省一人　第一區土木監督署一人　東京集治監假留監一人　督視廳一人　東京衛生試驗所血清藥院、東京痘苗製造所一人　大藏省一人　印刷局一人　東京稅務管理局一人　司法省一人　大審院一人　各地方裁判所各一人　文部省一人　帝國大學一人　第一高等學校一人　高等師範學校一人　女子高等師範學校一人　東京工業學校一人　東京美術學校一人　高等商業學校一人　東京音樂學校一人　東京圖書館一人　農商務省一人　東京大林區署一人　製鐵所一人　東京鑛山監督署一人　農學試驗場一人　藥劑傳習所　水產調査所　貿易品陳列館一人　遞信省一人　東京郵便電信局一人　郵便爲替貯金管理所一人　東京船舶司檢所一人　東京電話交換局一人　商船學校一人　東京郵便電信學校一人　拓殖務省一人　會計檢査院一人　行政裁判所一人　貴族院事務局一人　衆議院事務局